

<商店街災害復旧等事業（商店街にぎわい創出事業）>

Q & A

※申請に当たっては、Q & Aだけでなく、「募集要領」も必ずご確認ください。

I 補助対象者、補助事業実施場所について

1 対象となる商店街等組織とはどのような組織ですか

対象となる商店街等組織は以下のとおりです。

- (a) 商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織
- (b) 法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- (c) (a) (b) に類する組織（共同店舗・テナントビル・問屋街・市場等）

なお、本事業においては、令和2年7月豪雨による災害の影響によって来街者数及び売上が減少している商店街等の商店街等組織が補助対象者となります。

2 被害を受けたことの証明として、何か提出する必要がありますか

特に被害が大きい熊本県内に所在する商店街等は、被災したことを証する書類（罹災証明書等）の提出は不要です。

山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県内に所在する商店街等のうち、令和2年7月豪雨による災害による直接的な被害を受けた商店街等においては、定額補助（10／10）を申請する場合、商店街等組織や商店街等区域内の個店が被災したことを証する書類（罹災証明書等）の提出が必要です。ただし、取得が困難な場合、写真等での代替も可能です。

3 単独の民間事業者は対象となりますか

単独の民間事業者は対象となりません。

本補助金の対象は①山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県内の商店街等組織又は①と民間事業者の連携体です。

4 対象となる民間事業者とはどのような組織ですか

定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、まち

づくり会社、DMO（Destination Management Organization）等のまちづくり、商業活性化又はコミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者です。

なお、まちづくり、商業活性化又はコミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

5 商店街等組織、民間事業者は設立して間もない場合も対象となりますか

法人組織の場合、設立して間もない場合であっても対象となりますが、応募申請時において、未設立の法人組織は対象外となります。

なお、任意団体の場合には、原則、応募申請時において、設立（結成）後1年以上経過していることが必要です。

6 共同店舗やテナントビルは対象となりますか

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

7 問屋街や市場は対象となりますか

開場時間が極めて限定的でなく、構成する店舗の多くが中小企業者であり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、そのうえで、申請者が規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

8 温泉街や飲食店街は対象となりますか。

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

9 スタンプ会やまちづくり協議会等は対象となりますか

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組をおこなっている等、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで対象となります。

10 商工会、商工会議所は対象となりますか

一定の商業集積がある地域において他に商店街等組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っている場合、若しくは複数の商店街等組織を束ねて事業を行う場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街等組織と連携することで対象となります。

11 市商連等の商店街の連合体組織は対象となりますか

商店街の連合体組織についても、対象となります。

連合体組織による申請の場合、1商店街等組織当たりの上限額は100万円とし、1申請あたりの上限額は1,200万円となります。

なお、商店街の連合体組織による申請の場合、以下の条件①～③に対する説明書類（任意様式）を提出していただく必要があります。

- ①連合体組織で事業を実施することにより、個別の商店街等組織ごとに事業を実施するより相乗効果が出ること。
- ②事業実施する商店街等組織全てにおいて事業実施による効果が得られ、一部の商店街等組織に偏りがいないこと。
- ③連合体下で事業を実施する各商店街等組織に対する補助額が、実質1商店街等組織当たり100万円以上にはならないこと。

1 2 商店街等組織内の青年部や女性部といった組織は対象となりますか

青年部や女性部は商店街等組織を構成する組織であり、商店街等組織ではないため、対象とはなりません。商店街等組織で申請していただき、事業の実施主体を青年部や女性部が担うことは可能です。

1 3 複数の商店街等組織が連名で申請することはできますか

複数の商店街等組織が共同で事業を実施するに当たって、連名で申請することは可能です。ただし、別の事業をそれぞれが実施する場合には、連名による申請ではなく、それぞれの商店街等組織で申請する必要があります。

なお、連名で申請する場合には、それぞれの商店街等組織の事業計画書（様式 1 - 1）、経費配分書(様式 1 - 2)、定款又は規約等、財務諸表、区域図、役員名簿等を提出していただく必要があります。また、事業実施効果についても、それぞれの商店街等組織ごとに数値目標を設定、測定する必要があります。

1 4 中小企業者の定義とはどのようなものですか

中小企業者の定義は下記の通りです。

（業種：従業員規模・資本金規模）

製造業・その他の業種：300 人以下又は 3 億円以下

卸売業：100 人以下又は 1 億円以下

小売業：50 人以下又は 5,000 万円以下

サービス業：100 人以下又は 5,000 万円以下

※詳しくは、中企庁 HP でも確認いただくことが出来ます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

1 5 事業実施場所が商店街等区域外でも対象となりますか

事業実施場所は、原則として商店街等区域内（共同店舗・テナントビル等はその施設内）とします。

ただし、会場の都合等により区域外で実施する必要があり、商店街等において事業効果（歩行者通行量の増加、売上高の増加）が見込まれるようであれば、区域外であっても認められる場合があります。

また、事業実施場所が商店街等区域内のみに限定されないような事業（EC サイトの作成等）の場合についても、商店街等において事業効果（歩行者通行量の増加、売上高の増加）が見込まれるのであれば、認められる場合があります。

16 商店街等においてイベントを実施する場合の留意事項はありますか

商店街等においてイベント（お祭り、セール、抽選会等）を実施する場合、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）や「商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針」（全国商店街振興組合連合会とりまとめ。以下「商店街ガイドライン」という。）、業種別ガイドライン等を踏まえ、実施する事業の内容に応じて適切な感染症対策を講じた上で、実施していただく必要があります。

事業計画書（様式 1-1）の「イベント実施時の感染症防止対策」欄に、新型コロナウイルス感染症防止対策について、具体的に記載してください

なお、基本的対処方針や商店街ガイドライン等を踏まえた適切な感染症防止対策が講じられていないと判断される場合には、他の審査項目の評価の結果にかかわらず、不採択となることがありますので、留意してください。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更））については、厚生労働省ホームページ（下記 URL）から参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf>

（参考）「商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針」（全国商店街振興組合連合会とりまとめ 令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 6 月 16 日改訂））については、全国商店街振興組合連合会ホームページ（下記 URL）から参照いただけます。

http://www.syoutengai.or.jp/news/2020/covid19_gl_syoutengai.pdf

（注）上記ガイドライン等の内容は、各地域の感染状況を踏まえて随時見直される場合がありますので、常に最新のものをご参照するようにしてください。

II 補助対象事業、補助対象経費、補助金額等について

1 補助対象となる事業はどのようなものですか

補助対象となる事業は、令和 2 年 7 月豪雨による災害によって被害を受けた地域の商店街等において、商店街等組織が単独で若しくは複数で又は民間事業者と連携して実施するにぎわい創出のためのイベント等の事業です。

個店や組織化されていない有志の団体でのイベントやセール、施設・設備等の復旧事業

については補助対象となりません。

2 例年開催している既存のイベントの開催も補助対象となりますか

補助対象となる事業は、令和2年7月豪雨による災害によって被害を受けた地域の商店街等において、商店街等組織が単独で若しくは複数で又は民間事業者と連携して実施するイベントであり、にぎわい創出の目的を有するものであれば補助対象となります。

3 研修事業も補助対象となりますか

研修対象が商店街等組織の内部の者のみである場合には、補助対象外となりますが、消費者を対象とし、にぎわい創出になるものであれば、補助対象となります。

4 HP の新規作成や商店街マップの作成等、イベントを伴わない事業も対象になりますか

本事業によるHPや商店街マップの作成によって商店街の、にぎわい創出につながる事業であれば、補助対象となり得ます。

5 補助率、上限額（下限額）を教えてください

補助率は特に被害が大きい熊本県に所在する商店街等又は、山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県に所在する商店街等の内、令和2年7月豪雨による災害によって直接的被害のある商店街等は定額補助（10/10）であり、その他の商店街等については、補助対象経費の2/3以内の補助率となります。

ただし、消費税等は補助対象外です。

上限額は1商店街等組織当たり100万円、下限額は30万円です。

商店街等組織毎の申請は2回（同一のイベント等に対して2回申請することはできません。）まで行うことが可能ですので、計2回の申請でそれぞれ上限100万円として、最大200万円まで補助されます。また、連合体組織及び連名による申請の場合は、1申請あたりの上限額は1,200万円となります。

予算の都合等によっては、募集を早期に打ち切ることもあります。

なお、一定の商業集積がある地域において他に商店街等組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っており、かつ管轄エリア内に一定の商業集積がある地域が複数存在する場合は、商業集積がある地域あたり2回まで申請が可能です。この場合においては、地域の住民や自治体において認識されている名称や呼称等を、（様式1-1）「事業計画書」の「商店街の概況」欄及び「事業実施予定場所」欄において明記してください。

6 1 商店街等組織と1 民間事業者の連携体が申請する場合、補助上限額はいくらになりますか

補助額は、1 商店街等組織当たり 100 万円を上限としています。

したがって、民間事業者が連携して申請する場合であっても、1 商店街等組織からの申請の場合、その補助上限額は 100 万円となります。

7 補助対象となる経費はどのようなものですか

以下の経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

【補助対象経費】

謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、無体財産購入費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費

8 応募時の要望金額がそのまま交付されるのですか

補助対象経費として認められるものについては、上限額の範囲内で交付されることとなります。ただし、採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、経費の内容を精査して申請いただく必要があります。

また、採択された場合においても、予算の都合等により要望金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に要望金額が減額される場合があります。

9 同一の補助事業者が複数の事業を実施することは可能ですか

1 回の申請において、複数の事業を実施することは可能ですが、上限額は 1 0 0 万円となります。申請に当たっては、(様式 1 - 1)「事業計画書」の「事業の概要」欄に、それぞれ実施する事業を分けて具体的に記載してください。

また、補助事業者は 2 回まで申請を行うことができますので、複数の事業をそれぞれ別に申請することも可能です。この場合、それぞれの申請において上限額は 1 0 0 万円となります。ただし、同一のイベント等に対して 2 回申請することはできません。

1 0 謝金とはどのような経費ですか

事業を行うために必要な専門家のアドバイス、講演、プロのイベント出演者等に対する謝金として専門家や出演者、プロダクション等に支払う経費のことです。

学生サークル等のアマチュアの出演、補助事業者、事業を実施する商店街等の関係者に対する謝金は補助対象外です。

また、謝金に要する経費は、1 申請当たり 4 0 万円を限度とします。

1 1 イベント出演の依頼に際して、派遣会社が仲介に入る場合、謝金と委託費のどちらの経費とすべきですか

支払い先がプロダクション等であれば、謝金として計上してください。舞台演出等も含めたプロデュース料に出演に係る経費が含まれる場合には、委託費として計上してください。

1 2 専門家等の個人へ支払う謝金、旅費については源泉徴収が必要ですか

謝金及び旅費の支払い総額の 10.21%の源泉徴収が必要となります。詳しくは最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

1 3 設営費とはどのような経費ですか

事業を行うために必要な舞台装置等（電気、看板、装飾、音響設備等に係る工事費及び機材等のレンタル料）、イベントに係る装飾等の経費のことです。

補助対象となるのは、補助事業及び補助事業期間中にのみ使用するものに限り、そのため、原則は専門のレンタル業者への発注等により対応してください。なお、5 0 万円以上の物品等を取得する場合、補助事業以外の目的に使用する際には、原則、財産処分の承認申請と当該物品等の取得経費に充当した補助金の一部の返還が必要となります。

また、経費の内訳に食材費、許認可費用、水道光熱費、保険料等が含まれる場合、これらの費用については補助対象外です。

1 4 設営費における工事費はどこまでが認められますか

看板等の取付や舞台設営等に必要な工事費が認められます。ただし、道路占有許可等の許認可申請に必要な費用については認められません。

1 5 広報費とはどのような経費ですか

事業を行うために必要な広報を行うために必要な経費（新聞折込広告、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ C M、H P 製作、案内看板・のぼり・フラッグ等の作成等に係る経費）のことです。

補助対象となるのは補助事業及び補助事業期間中にのみ使用するものに限り、事業終了後も継続して使用する場合は補助対象外です。

1 6 印刷製本費とはどのような経費ですか

事業を行うために必要な印刷物（イベント告知のポスター・チラシ、マップ、抽選券、クーポン券等）を製作するための経費のことです。

ポスター・チラシ等の配布物については、実際に配布又は使用した数量分のみが補助対象となります。

ただし、補助事業者や組合員が所有しているコピー機やコンビニのコピー機等での印刷に係る費用については、補助対象外です。

17 ポスターやチラシ等に個店の情報やクーポン券、割引券等を載せることはできますか

商店街等組織全体で実施するイベントやセール等において、網羅的にそれぞれの個店のお薦めの商品や割引に関する情報を紹介する場合や、統一的に作成するクーポン券や割引券等であれば、載せることも可能です。

18 商品券や金券等の印刷費用も印刷費として補助対象になりますか

商店街等組織全体で実施するイベントやセール等の事業に必要な商品券や金券等の印刷費用は補助対象となりますが、特定の個店のみで使用するような商品券や金券等については補助対象外です。

また、印刷に係る経費が補助対象であり、商品の購入や割引に係る費用については補助対象外となります。

19 備品費とはどのような経費ですか

借料・損料、設営費に計上されないもので、事業を行うために必要な什器、事務機器及び通信機器等の備品の購入に要する経費のことです。

補助対象となるのは、補助事業及び補助事業期間中にのみ使用するものに限ります。そのため、テントや椅子、音響機器、パソコン等の調達については、原則は専門のレンタル業者への発注等、借料・損料に計上して対応してください。なお、50万円以上の物品等を取得する場合、補助事業以外の目的に使用する際には、原則、財産処分の承認申請と当該物品等の取得経費に充当した補助金の一部の返還が必要となります。

20 消耗品費とはどのような経費ですか

事業を行うために必要な事務用品等の消耗品の購入に要する経費のことです。ただし、補助事業での使用が特定できないものは補助対象外です。

21 委託費とはどのような経費ですか

事業を行うに当たって、補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当でない

ものについて、他の事業者へ委任して行わせるために必要な経費のことです。内部委託、連携体を構成する民間事業者へ委託することはできません。

また、委託に要する経費は、原則全体の事業経費の50%以内とします。

なお、委託事業を実施する場合には、事業実施後における実績報告書の提出の際に、委託内容が確認できるように事業報告書や成果物の提出が必要となります。

2.2 外注費とはどのような経費ですか

事業を行うに当たって、企画立案や調査を伴わず、単一作業を行わせる場合に、他の事業者へ外注するために支払われる費用のことです。

例えば、会場警備や機材の搬入・撤去等に係る費用が考えられます。

2.3 補助員人件費とはどのような経費ですか

事業を行うために必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代等として支払われる経費のことです。

補助員人件費を補助対象とする場合には、出勤簿や業務内容・勤務時間等を確認できる日報等が必要となります。

また、補助事業者やその関係者（従業員や家族等）に支払う経費、従来から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は原則として認められません。

2.4 商店街等組織と民間事業者の連携体での申請の場合、両者間での受・発注は対象となりますか

商店街等組織と民間事業者の両者は各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは対象となりません。

2.5 天候不順等によりイベントが開催中止となった場合、開催準備費用は補助対象となりますか

交付決定後、イベントが開催中止となった場合の開催準備費用も補助対象となります。

2.6 消費税等を除外して申請しなければならないのは何故ですか

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補

助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出するようお願いしています。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

Ⅲ 応募手続き等について

1 地方公共団体からの「支援表明書」がないと対象にならないのですか

地方公共団体からの「支援表明書」の提出は必須ですので、「支援表明書」が提出されない場合は書類不備となり対象にはなりません。

2 歩行者通行量の測定について、測定時間等に決まりはありますか

歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街等の利用時間に行うこととしてください。

また、補助事業終了後の測定についても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（時間・場所等）を用いてください。

3 売上高はどのように把握すれば良いですか

売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の売上高の総計としてください。

なお、アンテナショップの売上のみ、イベントの売上のみ等は不可とします。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

IV その他

1 補助事業はいつまでに完了すれば良いですか

補助事業の実施期間は、令和3年3月31日（水）までとします。

また、補助事業の完了後、30日を経過した日又は令和3年4月9日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

2 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

3 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

補助金と同じ経費に重複して交付されない場合は可能です。

例えば、総事業費（消費税等を含まない）が本事業の補助上限額である100万円を超える場合に、超えた経費について、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体からの支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

4 同一の事業に対して、国の、他の補助金や委託費を受ける事は可能ですか

他の補助事業や委託事業により国費が投入されている場合、同一の事業に対して重複して補助金の対象とする事は出来ませんのでご注意ください。

5 事業終了後、実施効果を報告する必要があるのですか

事業実施効果を適切に把握するため、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後、翌年度の国の会計年度終了後30日以内に、事業実施効果を報告していただく必要があります。

また、所管の経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。

以上